

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成26年4月15日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル盛岡西バイパス店 盛岡市向中野七丁目17番45号
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更の年月日 平成25年5月9日ほか
- (5) 変更の理由 店舗名称及び住居表示の確定のため

2 届出年月日 平成26年3月31日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所